

●香川県告示第36号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和7年2月21日から同年3月13日まで一般の縦覧に供する。

令和7年2月21日

香川県知事 池田豊人

- 1 道路の種類 国道（一般）
- 2 路線名 377号
- 3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
三豊市山本町神田字土井1437 番1地先から	前	13.7~16.8	155	平成9年12月24日付け香 川県告示第891号の一部 の供用開始及び余剰地の 不用物件化
三豊市山本町神田字土井1420 番5地先まで	後	12.2~15.1	155	

- 4 供用開始の期日 令和7年2月21日